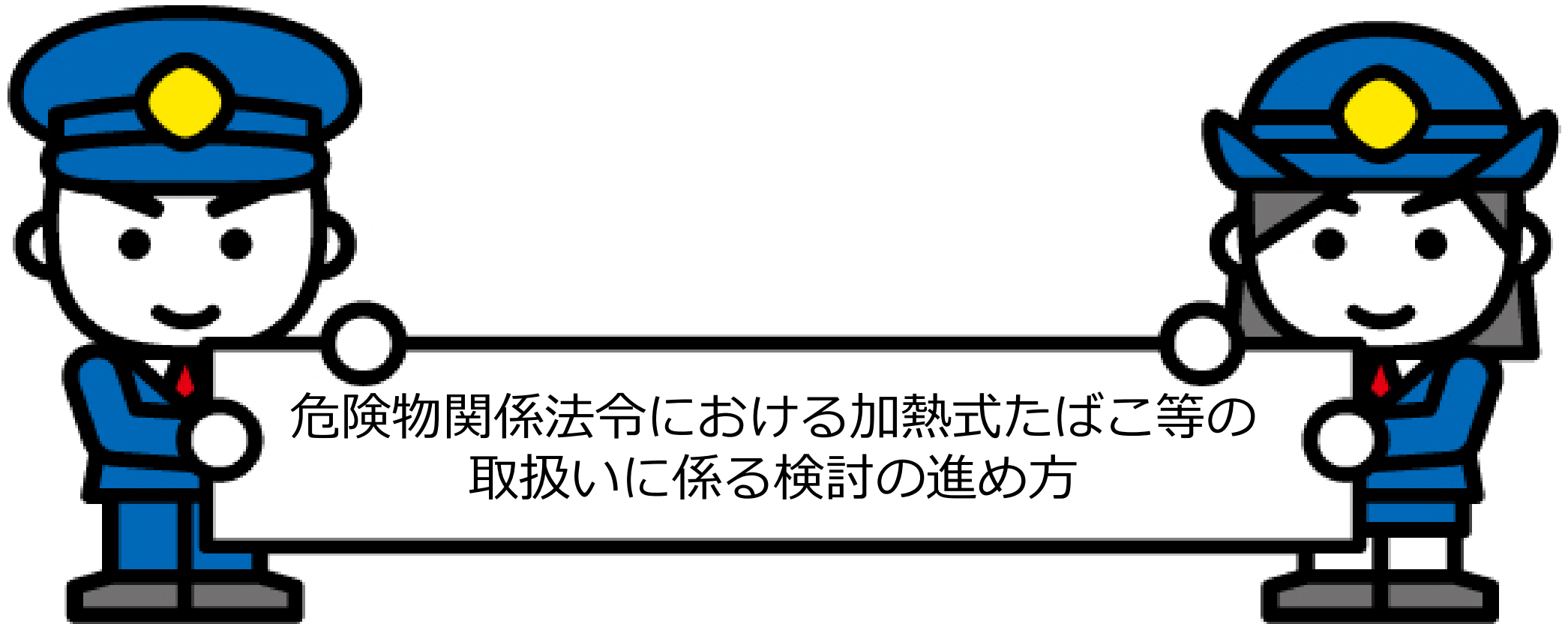




消防法の危険物規制の概要について

(消防法上の危険物とは)

- 消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する、固体又は液体の物品を「危険物」として指定

※ 消防法第2条第7項

「危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」

【消防法上の危険物の種類とその特性】

類別	性 質	特 性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火災によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

※ガス(気体)は含まれない。

(規制体系)

- 指定数量(消防法に定める貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量)以上の危険物については、市町村長等の許可を受けた危険物施設で貯蔵し、又は取り扱う必要。

(消防法第9条の4、第10条、第11条)

- 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い等の基準については、各市町村の火災予防条例で定められており、管轄の消防本部へ届出が必要。

(消防法第9条の4、火災予防条例)

※ 火災予防条例(例)における指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設は、「少量危険物貯蔵取扱施設」という。以下、この資料中「少危施設」という略称を用いる。

(参考) 消防法上の危険物施設の区分

危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱うことのできる施設

【製造所】 危険物を製造する目的で指定数量以上の危険物を取り扱うため市町村長等の許可を受けた場所



【貯蔵所】
指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で市町村長等の許可を受けた場所

地下タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所

屋内タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所

屋内貯蔵所

屋外貯蔵所



屋外タンク貯蔵所の例



移動タンク貯蔵所の例

【取扱所】

危険物の製造以外の目的で、危険物を取り扱う場所

給油取扱所

販売取扱所

移送取扱所

一般取扱所



給油取扱所(ガソリンスタンド)の例

(参考)指定数量について

(指定数量)

- 消防法第9条の4において、「危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量」を指定数量と定義
- 危険物の規制に関する政令において、指定数量が定められている。(政令別表第3)

【危険物の規制に関する政令別表第3の概要】

種 別	品 名	指 定 数 量
1 類	酸化性固 体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他政令で定めるもの これらを含有するもの
		1 種 50kg 2 種 300kg 3 種 1,000kg
2 類	可燃性固 体	硫化りん 赤りん 硫 黄 鉄 粉 金属粉 マグネシウム その他政令で定めるもの これらを含有するもの
		1 種 100kg 2 種 500kg
3 類	自然発火性物質・禁水性物質	引火性固体
		1,000kg
3 類	自然発火性物質・禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム 黄りん
		10kg 10kg 10kg 10kg 20kg
3 類	自然発火性物質・禁水性物質	アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く） 及びアルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他政令で定めるもの これらを含有するもの
		1 種 10kg 2 種 50kg 3 種 300kg

種 別	品 名	指 定 数 量
4 類	引火性液体	特殊引火物 第1石油類（アセトン・ガソリン・その他）＊ アルコール類 第2石油類（灯油・軽油・その他）＊ 第3石油類（重油・クレオソート油・その他）＊ 第4石油類 動植物油類 （注）＊のうち水溶性のものについて→
		50ℓ 200ℓ＊ 400ℓ 1,000ℓ＊ 2,000ℓ＊ 6,000ℓ 10,000ℓ 上記＊印の量の2倍
5 類	自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他政令で定めるもの これらを含有するもの
		1 種 10kg 2 種 100kg
6 類	酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他政令で定めるもの これらを含有するもの
		300kg

※第4類引火性液体の主な品名について

- ・特殊引火物：1気圧において発火点が100度以下のもの又は引火点が－20度以下で沸点が40度以下
- ・アルコール類：1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和1価アルコールをいう。
- ・第一石油類：1気圧において引火点が21度未満
- ・第二石油類：1気圧において引火点が21度以上70度未満
- ・第三石油類：1気圧において引火点が70度以上200度未満
- ・第四石油類：1気圧において引火点が200度以上250度未満
- ・動植物油類：動物の脂肉又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、引火点が250未満のもの

危険物施設等における危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

危険物は、火気等に容易に着火する危険性があることから、危険物施設においては、みだりに火気を使用しないことや、可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所では、火花を発する機械器具等を使用しないことと規定されている。

また、少危施設においても、みだりに火気を使用しないこととされている。

※これら規定に違反した場合は、消防法第10条3項違反として罰則が適用される可能性がある。また、業務上必要な注意を怠り、危険物を流出等させて火災危険が生じた場合、罰則が適用される可能性がある（消防法第39条の3）。

消防法

危険物の規制に関する政令第24条

（製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準）

第2号

製造所においては、みだりに火気を使用しないこと。

第13号

可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

火災予防条例（例）

※ 各自治体で火災予防条例を制定する際に参考とするもの

第30条

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第1号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

危険物規制に係る検討項目

加熱式たばこ等に関する主な意見

(全国消防長会)

- 加熱式たばこ等が消防法令上の火気に該当するか否かが明確となっておらず、消防法令上の取扱いについて疑義が生じており、危険物施設関係者への指導や立入検査時に使用を確認した場合の違反処理について方針を明確にする必要がある。

(ガソリンスタンドの関係事業者団体)

- 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において使用することについて、消防法上の取扱いが明確となっておらず、施設運営上、顧客への注意喚起に苦慮している。
- 従来たばこことの見分けがつきにくいため、ガソリンスタンドで喫煙が可能であるという誤ったメッセージになりかねず、混乱が生じる懸念がある。

※ その他の危険物施設においても、同様の疑義があると想定される。



検討の目的

危険物施設や少危施設における加熱式たばこ等の取扱いについて整理する。
(消防法令や火災予防条例(例)の適用関係、施設側の安全管理のあり方等)

検討の進め方

第1回

- 加熱式たばこ等の構造・仕様等（資料4）
- 危険物関係法令の概要及び技術上の基準について
- 検討の背景及び検討項目



第2回

- 危険物施設におけるたばこ（従来品、加熱式たばこ等）の運用状況
- たばこ・ライターに起因する危険物施設での事故事例
- 加熱式たばこ等の他分野（高圧ガス、航空等）の取扱い状況
- 検討の論点の整理

※特段、検証実験は行わない。



第3回

- とりまとめ